

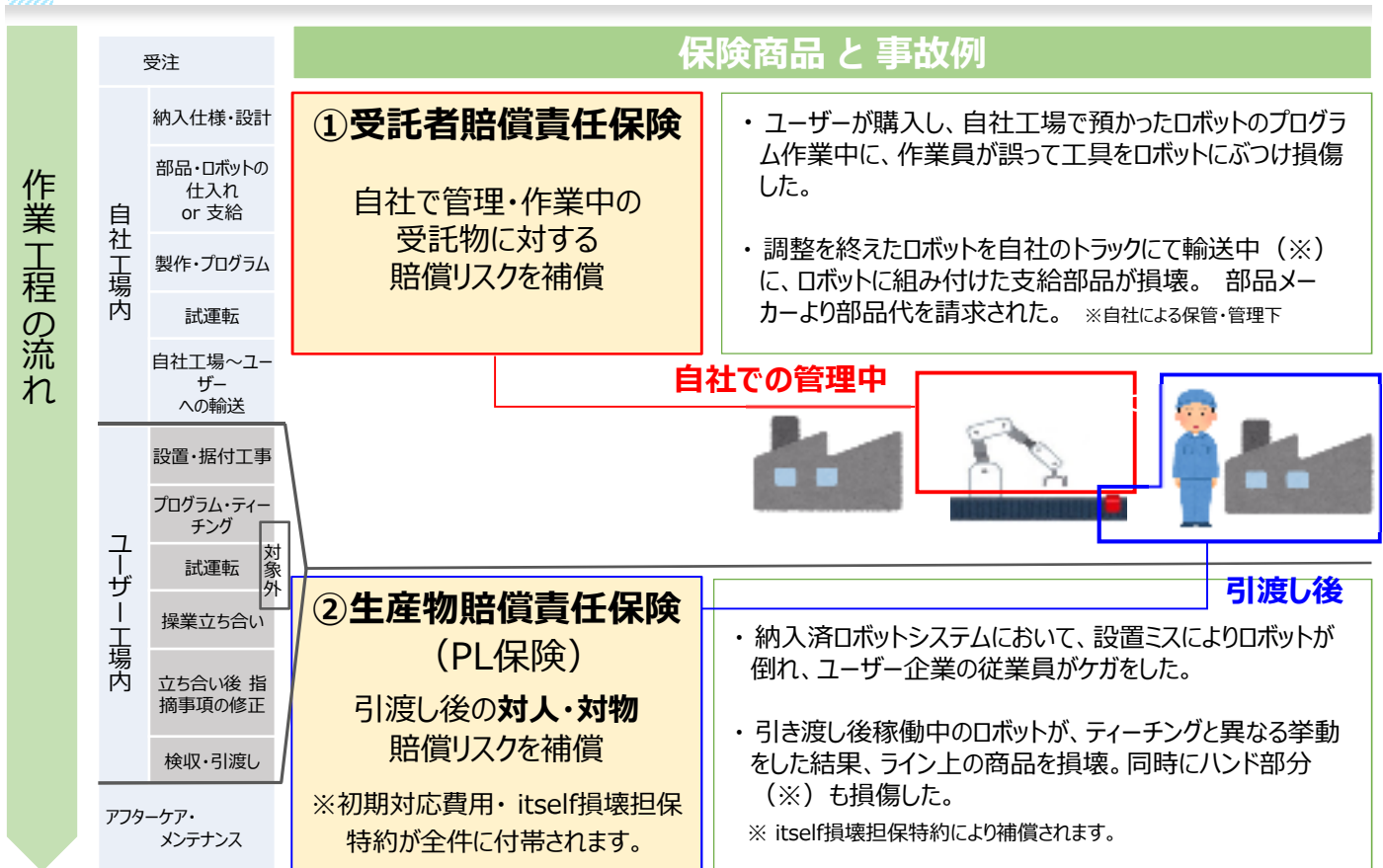
SIer会員向け総付け保険制度のご案内 (受託者賠償責任保険・生産物賠償責任保険)



FA・ロボットシステムインテグレータ協会（以下「SIer協会」）では、SIer会員（企業）の皆様が、会費以外の追加のご負担なしにご利用いただける「SIer会員向けの総付け保険制度（※1）」をご用意いたしました。すべてのSIer会員（※2）の皆様が、以下の補償を受けることができます。

- ※1 この保険は、日本ロボット工業会が契約者となり、「SIer会員」を被保険者（補償の対象者）とする受託者賠償責任保険および生産物賠償責任保険です。
- ※2 「協力会員」は、この保険制度の対象外です。

1 会員総付け保険でお支払い対象となる事故の例



2 受託者賠償責任保険（詳細） ～ 預かり中の事故 ～

保険金をお支払いする主な場合

会員SIerが、自社構内（保管施設）において（※）、**受託物（ユーザー・ロボットメーカー等から支給されるロボット、ハンド、ワーク、部品等）を管理・作業中に発生した事故（損壊、紛失、または盗取・詐取）**について、会員SIerが支給元に対して負担する法律上の損害賠償責任を補償する保険です。

- ※ 自社の輸送用具を用いての輸送中等、保管施設外で受託物を管理している場合を含みます。
- ※ 日本国内において発生した事故が補償対象です。

【お支払いする保険金の種類】

法律上の損害賠償金、争訟費用（※）、損害防止軽減費用、緊急措置費用 等

- ※ 損害賠償に関する訴訟や示談交渉において、会員SIerが支出した弁護士費用、訴訟費用等



支払限度額（受託者賠償）

担保項目	支払限度額	縮小支払割合（※）
対物 賠償責任 （1事故・保険期間中）	500万円	80%

※ 縮小支払割合：損害額に縮小支払割合（80%）を乗じた金額を保険金としてお支払いします。
ただし、支払限度額（500万円）が上限となります。

3 生産物賠償責任保険（詳細）～ 引渡し後の対人・対物事故～

保険金をお支払いする主な場合

会員Sierが納入した製品（ロボットシステム等）や、設置作業などの仕事の結果にともなって、**引渡し後に日本国内で発生した第三者への対人・対物事故**について、会員Sierが負担する法律上の損害賠償責任を補償いたします。

【お支払いする保険金の種類】

法律上の損害賠償金、争訟費用(※)、損害防止軽減費用、緊急措置費用 等

(※) 損害賠償に関する訴訟や示談交渉において、会員Sierが支出した弁護士費用、訴訟費用等

① 初期対応費用担保特約条項

この保険の対象となりうる事故が発生した際に、会員Sierが負担する以下の**初期対応費用**についても、保険金のお支払い対象とします。

- ・事故現場の保存、調査・記録、写真撮影、事故原因の調査費用
- ・事故現場の取り片付け費用
- ・会員Sierの役員・使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等
- ・対人事故の被害者への見舞費用（1名につき3万円限度）等

【事故事例】

納入したロボットが、ティーチングのミスによって仕様のない動きをし、ユーザーの工場の壁を破損させ（＝対物事故の発生）、同時にロボットハンドも破損。この場合に、破損した壁に加え、納入したロボット自体の修理費をお支払いする。

② 生産物・仕事の目的物自体の損壊担保特約条項 (itself)

この保険で補償される対人・対物事故が発生した際に、その原因となったロボットシステム自体の損壊およびその使用不能についても、保険金のお支払い対象とします。



支払限度額 （生産物賠償）

担保項目		支払限度額	免責金額
主契約	対人・対物 賠償責任（1事故・保険期間中）	100万円	10万円
特約条項	① 初期対応費用担保特約（1事故）	100万円（※）	なし
	② itself損壊担保特約（1事故・保険期間中）	100万円	10万円

※ 身体障害見舞費用の支払限度額は、被害者1名につき3万円が限度

4 補償対象期間について

Sier会員として、Sier協会から入会を承認された日（初年度は2018年11月1日）以降に発生した事故が補償対象となります。

※補償の内容は、当協会と保険会社との保険契約に基づき決定されるため、変更になる可能性があります。

5 保険金をお支払いできない主な場合（免責事項）

次の事由により生じた損害等については、保険金をお支払いできません。

【共通】

- ① 被保険者の故意
- ② 他人との特別の約定によって加重された賠償責任
- ③ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害（死亡を含みます。）に起因する賠償責任 等

【受託者賠償責任保険に関するもの】

- ① 保険契約者または被保険者が行いまたは加担した盗取または詐欺
- ② 保険契約者または被保険者が受託物を私的な目的で使用している間に生じた事故
- ③ 自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊
- ④ 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
- ⑤ ねずみ食い、虫食いその他類似の現象
- ⑥ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくははいつ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくははいつ出
- ⑦ 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- ⑧ 受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故
- ⑨ 受託物の使用不能（収益減少を含みます。）

【生産物賠償責任保険に関するもの】

- ① 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、もしくは提供した生産物または行った仕事の結果
- ② 被保険者による生産物または仕事の目的物の効能または性能に関する不当な表示（実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。）または虚偽の表示
- ③ 被保険者が仕事を行った場所に放置または遺棄した機械、装置または資材
- ④ 仕事の結果による事故については、仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは、引渡しとします。）または放棄の前に発生した事故
- ⑤ 不良完成品損害（例：完成品である機械・工具（機械・工具の制御装置として使用されている場合を含みます）を用いて製造または加工した財物が不良品となることによる損害）
- ⑥ 正当な理由なく回収等の措置（リコール等）を行わなかった場合に生じた事故等

等

等

6 もし事故が起きたときは

SIer会員（補償の対象となる方）は、損害賠償を負うと思われる事故が発生した場合は、当協会の会員ページに掲載されている「事故報告フォーム」にご入力のうえ、遅滞なく保険代理店（海上商事株）にご連絡ください。

その後、代理店から報告を受けた東京海上日動火災保険がご連絡しますので、ご相談をいただきながらご自身で被害者との示談交渉を行うこととなります。事前に保険会社の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

また、保険金請求権には、時効（3年）がありますので、ご注意ください。

お問い合わせ

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社

担当課：広域法人部法人第一課

〒102-8014

東京都千代田区三番町6-4

TEL.03-3515-4147

（受付時間／平日9:00～17:00）

<代理店>

海上商事 株式会社

〒151-0053

東京都渋谷区代々木2-11-15

TEL.03-3320-4501

（受付時間／平日9:00～17:00）

URL：http://www.kaijoshoji.co.jp/

<保険契約者>

一般社団法人 日本ロボット工業会

〒105-0011

東京都港区芝公園3-5-8

TEL.03-3434-2919

※補償内容に関するお問い合わせは代理店または保険会社までお願いします。